

東京都職員共済組合理事長 殿

念 書

年 月 日 (場所) 先
において、(相手方) の行為により、(組合員・被扶養者)

の被った交通事故・傷害事件について、私が地方公務員等共済組
合法による保険給付を受けた場合、相手方に対して有する損害賠償請求権を同法第 50 条の
規定により東京都職員共済組合が保険給付の価額の限度において取得行使し賠償金を受領
すること、東京都職員共済組合が必要に応じて診療録・各種検査結果・主治医等の意見・実
況見分調書・裁判所の判決文・示談書等の提供を関係機関等から受けること及び交通事故証
明書・事故発生状況報告書・診断書・診療報酬明細書等を上記損害賠償請求権を行使する場
合に限り請求先に提供することに異議のないことを、ここに書面をもって誓約します。

なお、あわせて次の事項を遵守します。

- 1 相手方と示談を行う場合には、必ず事前に貴組合にその内容を申し出ること。
- 2 相手方と示談を取り交わす場合には、貴組合の保険によって受給した医療費等を相手
方が貴組合に支払うべきことを示談書に付記すること。
- 3 締結した示談書の写しを必ず貴組合へ提出すること。
- 4 相手方に白紙委任状を渡さないこと。
- 5 相手方側から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額(評価額)をもれなく、
かつ、遅滞なく貴組合に届け出ること。
- 6 自賠償保険会社に被害者請求をする場合は、必ず貴組合に届け出ること。
- 7 代理人を選任した場合は、代理人の住所、氏名、連絡先を必ず貴組合に届け出ること。

年 月 日

所 属 所 名

住 所 (自 宅)

氏 名

印

(組合員番号)